

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
益田市	真砂地区 <small>稀原、笹田原、馬谷、大屋形、先谷、市之瀬、三地山、原上、原下、久保益、渡田、渡田上ノ2、渡田上ノ1、東長沢、西長沢、川平</small>	平成25年12月24日	令和6年3月29日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	79.0 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	41.2 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	24.5 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	18.2 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	1.4 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 (備考)	0 ha

2 対象地区の課題

70才以上の農業者の耕作面積が把握(アンケートにより)しているのが24.5ha、把握していない分を併せて真砂地区全体で50ha近くはありと想定される。また、後継者未定率や高齢化率も高く、現在の中心的経営体だけでなく新たな中心的経営体の育成が課題。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

真砂地区全体のの水田利用は、中心経営体である集落営農組織(法人含)や地区内小規模経営体が担っているが、これら経営体の育成と新たな認定新規就農者の受入れや認定農業者の育成を促進することで対応していく。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

(農地の貸付け等の意向)
貸付け等の意向が確認された農地は、7筆、4,500㎡となっている。

(農地中間管理機構の活用方針)
将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。
中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

出
所

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(㎡)		
		貸付け	作業委託	売渡
1	益田市馬谷町	4,500 ㎡	0 ㎡	0 ㎡
2	益田市	0 ㎡	0 ㎡	0 ㎡
3	益田市	0 ㎡	0 ㎡	0 ㎡
4	益田市	0 ㎡	0 ㎡	0 ㎡
5	益田市	0 ㎡	0 ㎡	0 ㎡
6	益田市	0 ㎡	0 ㎡	0 ㎡
	計	4,500 ㎡	0 ㎡	0 ㎡